

# 公益社団法人愛知県看護協会 訪問看護第三者評価実施要領

公益社団法人愛知県看護協会（以下、「本会」という。）における訪問看護第三者評価（以下、「第三者評価」という。）の実施については、本実施要領に定める。

## 1 受審受付

- 1) 受審受付は、6月、12月の年2回、「訪問看護第三者評価受審申請書（様式1）」の申請と受審料の納付により行う。
- 2) 申請受付後、受審事業所へ審査時期について通知する。

## 2 書面審査

- 1) 受審事業所は、訪問審査日の1か月前を期限として「基本情報調査票（様式2）」と「自己評価調査票（様式3）」を提出する。
- 2) 書面審査は、「基本情報調査票（様式2）」と「自己評価調査票（様式3）」により、2名以上の評価調査者（以下、「サーベイヤー」という。）が行う。サーベイヤーについては、別に定める。

## 3 訪問審査

- 1) 訪問審査は、受審受付後2か月以内に行う。
- 2) 訪問審査は、「基本情報調査票（様式2）」と「自己評価調査票（様式3）」に基づき、サーベイヤーの受審事業所訪問によって行う。
- 3) 訪問審査は、2名以上のサーベイヤーが行い、うち1名をリーダーとする。

## 4 評価の合議

- 1) 「第三者評価結果報告（様式4）」は、訪問審査後2週間以内にサーベイヤーの合議により作成する。
- 2) 前項の報告書は、中間結果としてリーダーが本会へ提出する。

## 5 中間結果の審議

- 1) 審議は、「第三者評価結果報告（様式4）」に基づき訪問看護第三者評価審議者（以下、「審議者」という。）2名が行う。
- 2) 審議者については、別に定める。
- 3) 審議の過程において、必要時リーダーに協力を求める。
- 4) 審議の結果は、「訪問看護第三者評価審議結果報告書（様式5）」により本会へ提出する。

## 6 中間結果の通知

- 1) 「第三者評価結果報告（様式4）」を中間結果として、訪問審査後6週間以内に受審事業所へ通知する。

## 7 疑義申立て

- 1) 受審事業所は、「第三者評価結果報告（様式4）」受領後2週間以内に疑義申立てをすることができる。
- 2) 疑義申立ては、「疑義申立・回答書（様式6）」の提出をもって行う。

## 8 中間結果の再審議

- 1) 疑義申立てがあった場合には、審議者が中間結果を再審議する。
- 2) 申立て内容について、必要時リーダーに協力を求める。
- 3) 再審議の結果は、「疑義申立・回答書（様式6）」により本会へ報告する。
- 4) 「疑義申立・回答書（様式6）」は、受審事業所へ通知する。

## 9 最終審議

- 1) 第三者評価委員会は、「第三者評価結果報告（様式4）」、「審議結果報告書（様式5）」、及び「疑義申立・回答書（様式6）」に基づき認定の判定を行う。

## 10 認定の判定

- 1) 評価は、各項目の判断基準に従い、「1, 2, 3」の3段階で判定する（3に近いほど評価が高い）。
- 2) すべての評価項目の判定結果が「2」以上の場合には、「認定」とする。
- 3) 評価項目の判定結果に「1」がある場合には、「認定留保」とする。

## 11 最終結果通知

- 1) 最終結果は、「第三者評価結果報告（様式4）」として訪問審査終了後3か月を目途に受審事業所へ通知する。

## 12 認定

- 1) 「認定」の場合は、認定証を交付する。
- 2) 「認定」の結果は、次のとおり公表する。
  - (1) 愛知県看護協会ホームページ
  - (2) 愛知県ナースセンターホームページ
  - (3) その他本会が発行する情報誌等
- 3) 前項(1)で公表する内容は、最終結果報告書の記載事項に準じる。

## 13 認定留保

- 1) 「認定留保」の場合は、「改善指摘事項・報告書（様式7）」を提示し、3～6か月以内に改善するよう通知する。

#### 14 認定留保の再審議

- 1) 受審事業所からの「改善指摘事項・報告書（様式7）」提出により、審議者が改善指摘事項の再審査を行う。
- 2) 再審査は、書類等による審査または訪問による審査により行う。
- 3) 審議者は、改善の有無を審査し「改善指摘事項・報告書（様式7）」により、第三者評価委員会へ報告する。
- 4) 第三者評価委員会は、「改善指摘事項・報告書（様式7）」に基づき再審議し、認定の判定を行う。
- 5) 再審議の結果で「認定」と判定された場合は、認定証を交付する。

#### 15 認定の更新

- 1) 認定の更新申請の期限は、当該認定証の有効期限の6か月前までとする。
- 2) 認定更新審査は、新規審査に準じて実施する。
- 3) 訪問審査は、原則として認定の有効期限の3か月前までに実施する。

#### 附 則

- 1 この要領は令和5年8月1日から施行する。
- 2 「公益社団法人愛知県看護協会訪問看護ステーション第三者評価実施要領」は、令和5年8月1日をもって廃止する。